

総合科学技術会議について

平成 13 年 5 月

(1) 設立

総合科学技術会議は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とし、平成 13 年 1 月、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。

(2) 任務

内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

ア . 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策

イ . 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項

科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行う。

のア . 及びイ . に関し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見を述べる。

(3) 特徴

戦略性・適時性

国家的・社会的課題に適時適切に対応するための科学技術に関する総合戦略を立案

総合性

人文・社会科学も含み、倫理問題等の社会や人間との関係を重視

自発性

内閣総理大臣等の諮問に応じ答申するのみならず、自ら意見具申できる。

(4) 議長と議員

内閣総理大臣が総合科学技術会議の議長を務め、関係閣僚や有識者の14人が議員となっている。

議長	小泉純一郎	内閣総理大臣
議員	福田 康夫	内閣官房長官
同	尾身 幸次	科学技術政策担当大臣
同	片山虎之助	総務大臣
同	塩川正十郎	財務大臣
同	遠山 敦子	文部科学大臣
同	平沼 起夫	経済産業大臣
同	吉川 弘之	日本学術會議会長
同	石井 紫郎	東京大学名誉教授
同	井村 裕夫	京都大学名誉教授
同	黒田 玲子	東京大学教授
同	桑原 洋	株式会社日立製作所取締役（非常勤）
同	志村 尚子	津田塾大学学長
同	白川 英樹	筑波大学名誉教授
同	前田勝之助	東レ株式会社代表取締役会長

なお、議長は必要があると認めるときには、上記に掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を議案を限って議員として参加させることができる。過去には、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣が会議に参加している。

(5) 事務局

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）は、産官学から幅広く登用された100名規模の職員とともに、総合科学技術会議の事務局機能を果たす。

(6) 本会議の開催状況

総合科学技術会議本会議は、月一回、開催されている。

平成13年1月18日(木) 第1回総合科学技術会議

<議事>

- ア. 総合科学技術会議運営規則について
- イ. 諒問第1号「科学技術に関する総合戦略について」について
- ウ. 総合科学技術会議の今後の審議方針について
- エ. 専門委員及び専門調査会の設置について

平成13年2月15日(木) 第2回総合科学技術会議

<議事>

- ア. 総合科学技術会議運営規則の一部改正について
- イ. 諒問第1号「科学技術に関する総合戦略について」について
- ウ. 最近の科学技術の動向について

平成13年3月22日(木) 第3回総合科学技術会議

<議事>

- ア. 諒問第1号「科学技術に関する総合戦略について」に対する答申について
- イ. 諒問第2号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」
- ウ. 科学技術振興調整費の活用に関する基本方針及び平成13年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方について
- エ. 最近の科学技術の動向について

平成13年3月27日(火) 第4回総合科学技術会議(持ち回り)

<議事> 「科学技術基本計画」(案)について

平成13年4月19日(木) 第5回総合科学技術会議

<議事>

- ア. 平成14年度資源配分の方針に関する今後の進め方について
- イ. 専門調査会の活動について
- ウ. 諒問第3号「ヒトＥＳ細胞の樹立及び使用に関する指針について」
- エ. 最近の科学技術の動向について

(7) 月例科学技術報告

毎月の総合科学技術会議本会議では、科学技術に関する最新情勢を内閣総理大臣に報告し、機動的かつ的確な科学技術政策運営に資するため、「月例科学技術報告」が行われている。具体的には、世界的に注目を集める研究トピックス、主要国の科学技術政策動向等を適時・的確に報告することとしている。

これまでに、2月に「ライフサイエンスの最新動向」として、人クローニング研究に関する問題やイネゲノム・ヒトゲノムの解読の動向等、3月に「ナノテクノロジー・材料分野の最近の動向」として、日本人による超伝導物質の新たな発見等について報告された。4月には、主要先進国等の科学技術政策における重点課題等が報告された。

(8) 専門調査会

重要事項に関する専門的な知見を迅速に深めるため、総合科学技術会議には、以下の専門調査会を設置されている。

重点分野推進戦略専門調査会

科学技術に関して予算、人材その他の資源配分の重点化を着実に行うため、重点分野の推進戦略に関する調査・検討を行う。

評価専門調査会

競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行うため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関する調査・検討を行う。

科学技術システム改革専門調査会

世界最高水準の研究成果が創出され社会に還元される仕組みを早急に作り上げるため、研究開発システム改革、産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革等科学技術システム改革に関する調査・検討を行う。

生命倫理専門調査会

生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。

日本学術会議の在り方に関する専門調査会

中央省庁等改革基本法第17条第9号に基づき、日本学術会議の在り方等に関する調査・検討を行う。